平成30年10月23日 第12036号

一
Tan
に 施 介 医 医 関 療 療 療 療 機 機 機 機 機 る 関 関 関 工 の の の の の 事 指 事 事 指
す 機 機 機 機 る 関 関 関 エ の の の の 事 指 事 事 指
(室) (室) (室) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文

◎岡山県告示第五百五十三号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 の概要は、 次のとおりである。 項の規定によ

この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 木 太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

国立療養所邑久光明園

瀬戸内市邑久町虫明6253

工場又は事業場の名称及び所在地

国立療養所邑久光明園

所在地 瀬戸内市邑久町虫明6253

(3) 特定施設に関する事項

区								分	新	設	新	設	新	設	新	設	新	ŕ	設	
種								類	68の2-ハ 病院で病床 上であるも れる入浴施	のに設置さ	上であるも	、 末数が300以 らのに設置さ 施設(14-2)		数が300以 のに設置さ	上である	ュ 床数が300以 ものに設置さ 施設(14-4)	68の 2 - 病院で 上であれ れる洗れ	病床数	に設置	さ
能								力	0. 4 m³		使用給湯量	₫10L/分	_		同左		同左			
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	平成30年12	月 1 日	同左		同左		同左		同左			
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	平成32年3	月31日	同左		同左		同左		同左			
使	用	開	始	予	定	年	月	日	平成32年4	月1日	同左		同左		同左		同左			
	その	引間隔 の使用							断続3時間		同左		同左		同左		同左			
		こおい		Þ	ζ		分		通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最大	通常		最 大	
ら排	出さ	E 旭段 される 汚染状	汚	水	量	(m³/	日)		4.5	5.0			2.0	2. 5	1. (1.2	1	1.0	1.	. 5
の通	首常の	が無めの重要が	び	p	Н				5.8~8.6	5.8~8.6			5.8~8.6	5.8~8.6						
当該	污力	型単い と等の とび最	通	ВС	D	(mg/	L)		40	50			110	120						
の量		又い取		СС	D	(mg/	L)		40	50			80	100						
				S	S	(mg/	L)		40	50	同左		110	120	同左		同左			
				油	分	(mg/	L)		3	5			0	3	问左		印左			
				Т-	- N	(mg/	L)		5	10			10	30						
				Т-	- P	(mg/	L)		1	2			1	3						
				大朋	易菌群	業数 (個/	cm³)	無数	無数			無数	無数						

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

2 68の2-ロ病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-4)から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

区								分	新	設	新	設	廃	止
種								類	68の2-ロ 病院で病床 上であるも れる洗浄施	のに設置さ	68の2-ロ 病院で病床 上であるも れる洗浄施	のに設置さ	68の2-ハ 病院で病床 上であるも れる入浴施	のに設置さ
能								力	_		同左		0.6 m³	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	平成30年12	月1日	同左		_	
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	平成32年3	月31日	同左		_	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	平成32年4	月1日	同左		_	
	その	間隔及 使用に							断続3時間		同左		同左	
		おいて 施設か		Þ	<u> </u>		分		通常	最大	通常	最大	通常	最大
ら排	出さ	れるが	5	水	量	(m³ /	日)		1.0	1. 5			4. 5	5.0
の通	常の	染状態値及び	ド	р	Н				5.8~8.6	5.8~8.6			5.8~8.6	5.8~8.6
当該	汚水	並びに 等の退力	<u>á</u>	ВС) D	(mg/	L)		110	120			40	50
の量		い取り		СС	D D	(mg/	L)		80	100			40	50
				S	S	(mg/	L)		110	120	同左		40	50
				油	分	(mg/	L)		0	3			3	5
				Т-	- N	(mg/	L)		10	30			5	10
				Т-	- P	(mg/	L)		1	3			1	2
				大朋	易菌群	数(個/ci	m³)	無数	無数			無数	無数

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

^{2 68}の2-ロ病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-4)から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし
- (5) 排水口に関する事項

排水口番号		No. 2	2排水口	
区 分	変 戛	更 前	変り	更 後
区 分	通常	最 大	通常	最 大
水 量 (m³/日)	2. 4	3.0	同左	
р Н	5.8~8.6	5.8~8.6	问左	
BOD (mg/L)	30	40	20	30
COD (mg/L)	50	60		
S S (mg/L)	50	70		
油 分 (mg/L)	4	5	□ <i>+</i>	
T-N (mg/L)	30	40	同左	
T-P (mg/L)	3	7		
大腸菌群数(個/cm²)	3,000以下	3,000以下		

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成30年10月23日から同年11月13日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第五百五十四号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 次のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

平成三十年十月二十三日

-

 岡山県知事
 伊 原 木
 咚

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

称 北興化学工業株式会社 所 東京都中央区日本橋本町一

Ш

ŋ

工場又は事業場の名称及び所在地

北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

(3) 特定施設に関する事項

区								分	新	設			廃	止	
種								類	46-イ 有機化学工 業の用に供 設(R-7	する水		同左			
能								力	1.2~1.5回	/日		8.0 m	/ 時		
工	事	着	手	予	定	年	月	月	許可後直ち	に		_			
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	工事着手後	1週間		_			
使	用	開	始	予	定	年	月	月	工事完成後	直ちに		_			
使用びの根	こその	間隔的使用	及 じ 季	「1日当 手節的変	当たり)の使ぶある	用時場合	間並はそ	連続24時間			同左			
		おいど施設		Þ	<u> </u>		分		通常	最	大	通	常	最	大
ら掛	出さ	脱るい	汚	水	量	(m³/	日)		25. 6		30.4				
の通	角常の	深い 値及び	び	р	Н				0.5~2.5	0.5	~2.5				
当該	友汚水	1単の 1等の で最	通	СС	DD	(mg/	L)		760	1	, 000				
の量		くい取	人	S	S	(mg/	L)		33		57				
				油	分	(mg/	L)		32		41				
				Т-	- N	(mg/	L)		1, 150	1	1, 353	同左			
				Т-	- P	(mg/	L)		0.4		0.6	问左			
				ふっ	素	(mg/	L)		<0.1		55				
				ほう	素	(mg/	L)		<0.1		14				
				べい	 /ゼン	/ (mg	/L)	<0.01		0.1				
				化合	物,直	ア,ア 亜硝酸 [/] 勿(mg/	化合物		460	Ē	541. 2				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし
- (5) 排水口に関する事項

排水口番号		末端技	非水口	
Γ /\	変 夏	更 前	変 夏	後
区 分	通常	最 大	通常	最 大
水 量 (m³/日)	7, 696. 4	9, 989. 1	7, 683. 4	9, 969. 1
р Н	7~8	7~8		
COD (mg/L)	12. 1	20		
S S (mg/L)	9. 3	20		
油 分 (mg/L)	0. 1	0.3		
$T-N \ (mg/L)$	8	16		
T-P (mg/L)	1	1.5		
ふっ素 (mg/L)	1. 3	12	同左	
ほう素 (mg/L)	4. 4	5.6	円 左	
ベンゼン (mg/L)	<0.01	<0.01		
ジクロロメタン (mg/L)	<0.01	<0.01		
1, 4-ジオキサン (mg/L)	<0.05	0.3		
大腸菌群数(個/cm²)	<3,000	<3,000		
アンモニア,アンモニウム 化合物,亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	3. 2	6.4		

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成30年10月23日から同年11月13日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第五百五十五号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 伞

平年三十年十月二十三日

院,診療所又は薬局

かたやま小児科クリニック かさおかフレンド歯科 しもがた薬局 ₩ 夵 津山市山北763-19 笠岡市富岡字元八丁目2 真庭市下方584-1 严 3 0 在 指定年月日 H30. 9.11 H30. 9. 8 H30. 9. 1

山県知事 伊原木 隆 太

岡

◎岡山県告示第五百五十六号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

平成三十年十月二十三日

病院,診療所又は薬局

有限会社たんぽぽ薬局 ₩ 夵 総社市総社1-9-1 里 在 푌 廃止年月日 H30. 8.31

県知事 伊原木 隆 太

岡

Ш

◎岡山県告示第五百五十七号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

届出があった。

平成三十年十月二十三日

事業者

山県知事 伊原木 隆

太

岡

Н30. 8.31	総社市総社1-9-1	有限会社たんぽぽ薬局	総社市総社1-9-1	有限会社たんぽぽ薬局	介護予防事業者
Н30. 8.31	総社市総社1-9-1	有限会社たんぽぽ薬局	総社市総社1-9-1	有限会社たんぽぽ薬局	居宅介護事業者
廃止年月日	事業所の所在地	事業所の名称	主たる事務所の所在地	名 称	種類

◎岡山県告示第五百五十八号

た。 律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定し

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

平成三十年十月二十三日

施術所を開設していない施術者

柿内 教視 津山市田熊	
田熊 4 1 — 2	住
	所
H30.8.21	指定年月日

県知事 伊原木 隆

太

岡山

受けた。

平成三十年十月二十三日

二十三日

[四九六]家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を

岡山県知事 伊原木 隆 太

種音証明書番号	甲庫の製申	変更後	変更前
31603060092	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス (株) 岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31703070043	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス (株) 岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31803070032	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス (株) 岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31803070030	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス (株) 岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31803070065	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス(株)岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3全農畜産サービス(株)東日本原種豚場

四九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

同人與矢

原

木

太

総社市総社字新田後一六一九ー一、一六二二ー七開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

一○六サンズガーデン中央Ⅲ一○二号室

許可番号

岡山県指令建指第一八五号

四九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

原 木 太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇二一六、 四〇三一 六、 四〇三一 t 中央六丁目二五

小坂

総社市中原八五九

一フェリシダ矢蔵I一〇五

許可を受けた者の住所及び氏名

三五. | 一 一 、

二五一一三九

小坂百合名

三

許可番号

岡山県指令建指第一五三号

四九 九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

原

木

太

総社市金井戸字渕ヶ添三四四ー 開発区域又は工区に含まれる地域の

三四四十

許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市桜が丘西六丁目一三―

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第一五二号

五〇〇 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

原

木

太

浅口市金光町占見新田一一五八ー一開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

浅口郡里庄町大字新庄四四三四

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第一八〇号

札を実施する。 $\overline{\bigcirc}$ 政 府 調達に関する協定 の適用を受ける調達に 0 11 て 次 のとおり 般競争入

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆

太

1 調達內容

(1) 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 2575

(2) 借入物件の特質等

借入期間 入札説明書及びネ ঙ ∇ \mathcal{U} 端末借入仕様書 T.(2) 「仕様書」 という

(4) 借入場所

圧

 \square

平成36年

月29日

(3)

入札説明書による。

(5) 入札方法

問わず,見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する 該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があ 物件を5年間借り受けるものとして算定した 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを その端数金額を切り捨てるものとする。) 切の諸経費を含めた額とし, 全ての借入物件の本体価格のほか, 落札決定に当たっ 且 ては、入札書に記載された金額に ース料総額の60分の1 当たりの単価 輸送費及び仕様書に記載す やもって落札価格とするので (本件借入れに係

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であっ る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 定役務の調達手続の特例を定める政令 「資格告示」 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, (平成7年政令第372号) (平成30年岡山県告示第43号 て地方公共団体の物品等又は特 資格審査の申請手続等。

- 契約に係る 地方自治法施行令 この公告の日から落札者が決定する日 般競争入札 (昭和22年政令第16号) (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 での間において, 第167条の4第2項の規定に該当 物品の売買,
- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する 一般競争入札 (条件付) 参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を までの間において, 物品の売買,

の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこ

- いる者又は会社更生法 なされている者 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされて (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 更生手続開始の申立
- (6) 納入する機器について, 岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者で
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う の一般競争入札への参加を希望する Ÿ \sim (1)の資格を得ていないものは,

1) 申請書の入手先, 提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成30年11月26日(月) 午後4時

- 4 入札書の提出場所等
- 入札書の提出場所, 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わ

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

询山県警察本部警務部会計課契約担:

≣話 (086) 234−0110 内線221

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

平成30年10月23日 (平成元年岡山県条例第2号) (火) から同年11月26日 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) (月) Ж S (岡山県の休日を定める

(1)の場所にて交付する

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 注意する 縦297ミ \subseteq 交付に必要な期間を十分に考慮し (1)の場所に請求するこ $_{\circ}^{\circ}$

(3)入札書の受領期限

П 2 $(\cancel{\times})$

(4)

 $\widehat{+}$

岡山市北区内山下二丁目

岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下1階)

Ω

入札及び契約手続において使用する言語及

本国通貨

(2)

岡山県財務規則 (昭和61年岡山県規則第8号) 第131条及び第133条の規定に

(3)

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定に \mathcal{O}

(4)

入札説明書に示す書類を作成し, 一般競争入札に参加を希望する者は, 平成30年11月26日 入札書を受領期限ま (用) 午後4時ま でに提出する 17

入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

それに応じなければならない。 契約担当者から 提出した書類等に関し説明を求められ

(5)

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる

に係る入札書は, 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 熊柲とする。

(6) 契約書作成の要否

瞅

(7) 落札者の決定方法

で 最低の 価格を 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

) Name and quantity of the products to be leased

Personal Computer 257 se

(2) Lease period

rom 1 March, 2019 through 29 February, 202

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 5 December, 2019

(5) Contact point for the notice :

Finance Okayama Prefectural Police Headquarters

Uchisange, -ku, 0kayama 0kayama-ken, 700 - 8512

Japan

Telephone :086-234-0110, Ext. 221